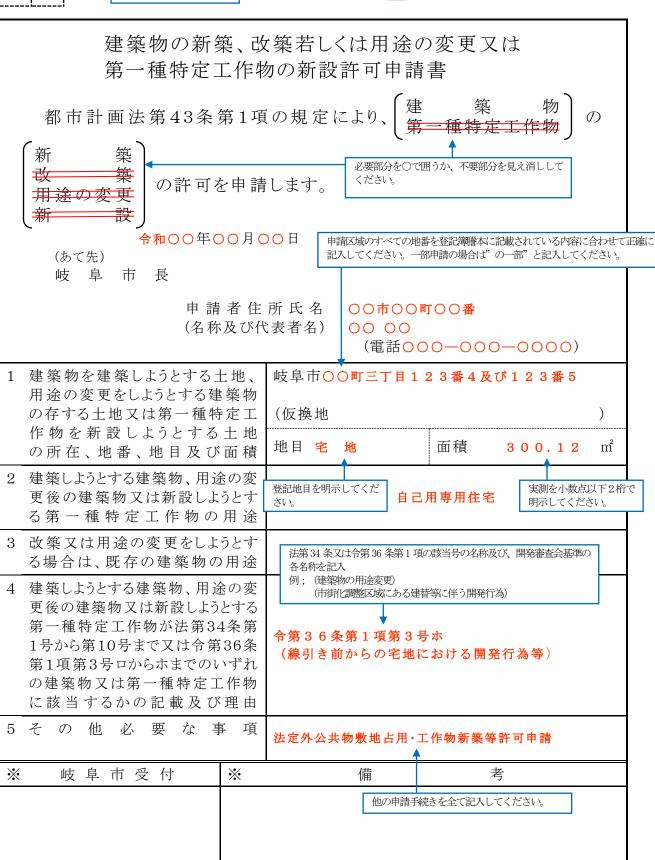
正副明

正、副、明示してください。



建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は 第一種特定工作物の新設許可申請書の記入方法

1欄は、建築物を建築しようとする土地、用途を変更しようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の地名地番(土地改良区域内、土地区画整理事業区域内であれば、旧地番と仮換地番)及び当該土地の登記事項証明書の地目及び実測面積を記入してください。

- 2欄は、予定建築物の用途、利用目的等を詳しく記入してください。
 - (1) 予定建築物の用途の中に工場(作業所)がある場合は、その業種、床面積及び動力の大きさ等をカッコ書きで併記してください。
 - (2) 分譲住宅、賃貸住宅、従業員住宅等の場合は、区画数、棟数及び戸数まで併記してください。
 - (例) 専用住宅、専用住宅(共同建 1棟10戸)、専用住宅(長屋建 1棟4戸) 専用住宅(分譲住宅 10区画10棟10戸) 専用住宅(従業員住宅 3区画3棟3戸)、店舗(飲食店)併用住宅 工場(自動車修理、○○馬力、○○㎡)、倉庫(建築材料倉庫)等
- 3欄は、改築又は用途の変更をしようとする場合に前記にならい記入してください。
- 4欄の該当号について

(法第34条)

- 第1号……周辺地域に居住している者の利用に供する公益上必要な建築物又は日常生活に必要な物品の販売、加工、修理を行う店舗、事業所等の建築物
- 第2号……市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源の有効な利用上必要な施設
- 第4号……農林漁業の用に供する施設(法第29条第1項第2号に該当する建築物を除く)
- 第5号……農林業等活性化基盤施設
- 第6号……中小企業の事業共同化又は工場、店舗の集団化に寄与する事業の用に供す る施設
- 第7号……市街化調整区域内に現存する工場と密接な関連(製品、原料、工程等について)を有する事業の用に供する施設
- 第8号……危険物の貯蔵処理のための施設
- 第9号……沿道サービス施設等の施設
- 第10号……地区整備計画に定められた内容に適合する施設

(令第36条第1項第3号)

- ロ……条例で指定する土地の区域内で、環境の保全上支障があると条例で定めるものに 該当しない施設
- ハ……条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められた施設
- ニ……既存権利者の届け出に基づき、5年以内に行うもので、自己の居住又は業務の用 に供する施設
- ホ……周辺の市街化を促進することなく、かつ、市街化区域に建てることが困難か不適当な施設(開発審査会の審査を要するもの)
- (注) 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名 を記載すること。
 - 2 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
 - 4 添付する設計図書には、設計者の記名と併せて連絡方法(電話番号等)を併記してください。